## 生衛業経営支援緊急対策事業相談:指導事例 13

 都道府県
 岐阜県

 専門指導員
 経営特別相談員 OB

相談者の業種	飲食店(社交飲食	(業)
相談·指導実施日時	令和2年 6月	17 日
相談・指導の項目(該当するものに〇を記入)		
( )雇用調整助成金に関	関するもの ()	持続化給付金に関するもの
( )生活衛生貸付等融	資に関するもの ()	その他の支援施策の利用に関するもの
(○)経営に関するもの	(	)その他( )
【具体的な相談内容】(現在の相談者の状況、どのような点についての支援希望なのかを記入)		
店舗の 1 階がお好み焼き屋で、2 階がスナックをそれぞれ営業。 お好み焼き店は飲食組合において衛経融資を活用済み。 今回は、スナック店の雇用調整助成金の申請書類・資料について相談があり、経営に関して改善策などを伺いたい。		
「わず 北道佐の土板送針中央」(じゅしきないモーナ板とは、よのなも日はめにごう)		

【相談・指導等の支援活動内容】(どのような助言・支援を行ったのかを具体的に記入)

厚生労働省が策定した生産性向上ガイドライン・マニュアルに基づき、基礎編全般にわたり、社 交業編の取り組み事例等を説明した。

【相談・指導等の支援活動の成果・効果】(支援活動によりどのような改善が図られたかを記入)

経営改善案のヒントを参考に、ホームページを作成し、お店の情報発信をするなど、新規顧客を 増やすことを検討していく。